



## 全国中央会正副会長 民主党に緊急要望

全国中央会・鶴田欣也会長、鈴木宏延副会長、坂戸誠一副会長、木村功作副会長及び岡本権雄副会長は、12月4日、国会議事堂院内において、高嶋良充民主党筆頭副幹事長・参議院幹事長、吉田おさむ副幹事長（陳情等関連経済産業省担当）と面会し、「第61回中小企業団体全国大会」の決議要望事項の実現についての陳情及び行政刷新会議による事業仕分けの評決結果に対する緊急要望を行なった。

## 年末の資金繰り電話相談

千葉県金融支援室では、中小企業者の資金繰りについて、12月のすべての土日・祝日及び年末の銀行営業日に合わせて、県制度融資等の電話相談を実施した。

## 緊急保証の指定業種追加

中小企業庁は、「緊急保証」の指定業種として、輸送用機械器具卸売業や一般機械修理業など14業種を追加指定し、その他の卸・小

売業などの10業種の適用範囲を拡大した。業種見直しは今回で5回目。対象業種は、全体で793業種となった。

追加指定業種は、①花こう岩・同類似岩石採石業②安山岩・同類似岩石採石業③ぎょう灰岩石採石業④石灰岩鉱業⑤ビール類製造業⑥たる製造業⑦おけ製造業⑧空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業⑨電気通信に付帯するサービス業（電報配達業に限る）⑩輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）⑪劇団⑫カラオケボックス業⑬一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）⑭産業用機械器具賃貸業（業務用カラオケを除く）。

12月4日から保証制度の対象となり、一般保証とは別枠で、信用保証協会の100%保証を受けることができる。

◎保証に関するご相談・ご不明な点がありましたら、千葉県信用保証協会の窓口をご利用ください。

【本店】千葉市中央区中央4・17・8千葉県自治会館2階  
TEL043・2218110

【支店】松戸市本町7・10ちばぎんビル4階  
TEL047・3656007

## ワンストップ・サービス・デイ

千葉県は、中小企業庁、厚生労働省、関東経済産業局、中小企業基盤整備機構等と共催で、12月21日と28日の両日、千葉県中小企業会館1階会議室において、千葉県ワンストップ・サービス・デイを開催した。

これは、12月8日閣議決定の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、厳しい経済状況下で経営の舵取りに苦労している経営者の一助となるよう、年末に関係機関の連携の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービスの利用ができるよう47都道府県の62都市で実施されたもの。

千葉県のサービス内容は、▼日本政策金融公庫千葉支店、商工組合中央金庫千葉支店、千葉県信用保証協会による金融相談 ▼千葉県産業振興センター、本会、千葉商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、地域力連携拠点、中小企業診断協会による経営相談 ▼千葉県産業振興センターによる下請取引相談（下請かけこみ寺） ▼千葉労働局による雇用調整助成金の相

談（中小企業緊急雇用安定助成金） ▼発明協会千葉県支部による知的財産の相談 ▼千葉県の支援施策等多様なメニューで対応した。

## 坂戸全中副会長 全国知事会に要望

全国中央会・坂戸誠一副会長（本会会長）は、12月17日全国知事会に麻生渡会長を訪ね、平成22年度の各都道府県における中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化について要望を行なった。

## 理事会・新春賀詞交換会

本会は1月15日千葉市内において、平成21年度第2回理事会を開催した。

はじめに坂戸会長より「本年は、新政権による予算編成、税制改革、そして地方分権の推進など、景気を含めて中小企業をとりまく環境は、激しく変化することが予想されるので、他の商工団体と連携をとりながら、中小企業の振興対策について、県等にその実現に向けた活動を行うとともに、全国中央会の副会長としても、同様に関係方面に働きかけていきたい」との

挨拶があった。

理事会は①平成21年度事業進捗状況並びに収支状況の説明②「第61回中小企業団体全国大会」の結果報告についての議案が上程され、いずれも原案どおり可決了承された。

また、引き続き役員による賀詞交換会が開かれ、高橋渡千葉県商工労働部長等の来賓の皆さまを交えて盛会裏に終了した。

## 官公需問題懇談会

本会は1月25日、千葉市内において官公需問題懇談会を開催した。

はじめに、中小企業診断士の大塚慎二先生が「官公需適格組合の受注体制の整備について」の講演、つづいて、浦安建設（協）鹿野新一郎理事長と松戸ビル管理業（協）関和秀専務理事がそれぞれの組合における共同受注の取組み状況についての事例発表があり、これを踏まえて、官公需の受注増大について意見交換が行なわれた。

その後、千葉県官公需適格組合受注促進協議会（鹿野新一郎会長）主催による新春賀詞交換会が開かれた。



# 経営計画と予算管理

## 財務管理の指針

組合といえども、組合員をはじめ取引先や関係機関等多くのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことが求められております。それには組合も継続企業体として経済的に成長発展していかなければなりません。

そのためには調達した出資金や賦課金を組合員の経営革新のために有効に活用する過程において、利益を生み出していかなければなりません。しかし、それにはマーケティングとは別に財務的にも綿密な計画と統制の管理過程なくしては容易に達成できるものではありません。

ご承知のように、組合の財務的管理は事業計画、収支予算、事業報告、収支決算から成り立っております。これらはいずれも総会の承認を要することからもその重要性が認識されるどころです。

しかも、組合運営をしていく上

で大前提となるものは、組合員の組合に対する思いであり、会員ニーズの実現です。それには、組合員の抱えている課題を組合の事業を通して解決するという組合本来の機能を組合が果せるかどうかにかかっております。

そのためには、は組合員の現状を見据えた組合のあるべき将来像を確立し、それに基づいた事業計画、収支予算を策定していくことが肝要で、まず、しっかりとした中長期の経営計画を立てることが求められます。

## 経営計画

経営計画とは、組合員の現状から組合の将来のあるべき姿に到達するための「道しるべ」となるものです。良い経営計画は組合が現在よりもより高い水準の目標を設定し、その目標を実現するために、何をすべきかが明確になります。それによって、組合のあるべき姿、ビジョンを具体的に示し、着実に

その姿に到達するための「経営計画」を作成する必要があります。

「経営計画」を立てる前に、まずは、執行部が、自分の組合に対する「思い」＝「経営理念」をここで再認識します。頭の中でいろいろ思い描いていることを実際に紙に書いて、書くことによってその「思い」が明らかにになり、これが「経営計画」へと結びつきます。

このとき、組合の設立時の理念、設立趣旨書に記されている基本方針を思い起こしてみることも必要かもしれません。

中小企業組合の経営資源は一般に「ヒト」「モノ」「カネ」等に分類されます。組合は、限られた経営資源をやりくりしながら、戦略的に重要な事業活動を行なっています。あなたの組合の経営資源はどうなっていますか。経営資源を質と量の両面から一度チェックして現状を把握してみてください。

そして、経営資源の現状を踏まえて、組合で今やってみたいと思うことを次の項目を参考にしてみてくださいアップしてみましょう。

【経営】①経営理念や経営基本方針を全組合員に徹底させたい②中長期的な取組みで経営計画を作成

したい③権限と責任を明らかにし、組合組織を活性化させたい。

【人事】①事務局の人事考課制度を確立し、職員のやる気を引き出した②事務局の給与・賃金制度を確立し、貢献度の高い職員に報いたい③効果的な教育訓練により、組合員企業の従業員のスキルアップを図りたい。

【営業】①新たな販路を開拓し、新しい販売方法を取り入れたい②絶えず組合員のニーズを汲み上げる仕組みを作りたい。

【商品・サービス】①新商品・新サービスを開発し組合の市場シェアを拡大したい②競争の中で差別化できる商品・サービスを作りたい。

【財務】①組合の損益がいつでも明確にわかる仕組みを作りたい②損益管理だけでなく、現金資金の流れもつかみたい。

「経営計画」を作成することは、組合の方針と目標を定め、それを執行部と組合員そして事務局との間で共有し、全組合一丸となつて事業展開を行っていく上で、極めて重要です。過去の実績と5年度分の経営計画を作成してみましょう。

なお、経営計画のフォーマット

は、組合の考え方、業種や規模等により様々ですが、自分の組合独自のものを作成してみてください。

概ね項目としては①売上高②売上原価③売上総利益④販売費及び一般管理費（うち人件費）⑤営業利益⑥営業外収益⑦営業外費用⑧経常利益⑨特別利益⑩特別損失⑪税引き前当期純利益⑫法人税、住民税及び事業税⑬当期純利益等です。また、参考までに減価償却費や借入金残高もチェックしておいた方がいいと思います。

## ■ 予算管理

予算管理は、事業計画を見積損益計算書等の一連の会計様式によって表した予算をもって行なわれる組合活動の間接的管理をいいます。

事業計画を予算に仕立てるのは、それによって事業計画の調整・統合を図り、事業計画を全体として矛盾のないものにするためだけでなく、組合の財務活動の目標を提示し、さらに組合の実際の経営成果や財政状態を批判ないし評価するためにも必要とされるものです。

予算管理において予算を導くプ

ロセスは、一般に予算編成とよばれます。予算編成が終了したならば、それらを適宜関連ある部門責任者に伝達し、その執行が図られます。予算編成に続くこれらのプロセスは、予算による統制とよばれています。

事業計画は、組合のすべての活動を網羅し、ときにはかなり詳細に設定される必要がありますので、通常かかる計画設定は、関連する情報の多く集中する現業部門の協力を得て行なわれます。ただし、その協力のあり方はさまざまであり、別途に考察が必要になります。つぎに、予算による統制については、事前統制、事中統制及び事後統制に区分することができ、その内容はつぎのように整理できます。

【年度前統制】関連予算を部門責任者に示し、目標を明確にするとともに、のちに彼等の業績が予算に照らして評価されるという意味において、一種の緊張感を持たせることを目的として行なわれます。

【年度中統制】活動が行なわれている時点で、目標達成の状況を週、月、四半期等、継続的に観察し、必要とあれば、活動そのものを是正な

いし援助することを目的に行なわれます。

【年度後統制】活動が終了してから、実績を測定し、これを予算と比較検討して、部門責任者の業績評価や次年度予算の検討資料として活用します。

## ■ 予算編成の方針と手順

事業計画を設定し、これを予算として仕立てるには、関連する情報が集中する現業部門の協力を得る必要があります。その意味から、予算を編成する際には、各現業部門にいつさいの予算編成の権限を委譲し、各部門から提出された事業別予算を調整し、これらを積み上げたうえで総合予算を編成する方式がひとつ考えられます。この方式を、予算編成における積上げ方式といいます。

しかし、これは、反面において事業別予算の調整がむずかしく、かつ手数がかかります。また、事業別予算の積上げによる総合予算が、かならずしも、組合執行部の期待ないし要求に合致するとは限らないため、そこで、代替方式として予算編成におけるトップダウン方式が考えられます。

トップダウン方式は、執行部において、事業別予算ならびに総合予算を編成し、現業部門にその執行を要請するという方式です。しかし、上記の積上げ方式およびトップダウン方式もまた、いずれも純粹な形において行なうのは難しく、組合における現実の予算編成はこれらの方式を折衷した型になるものと思われれます。

一般に、このような折衷型では、まず理事会において、過去の事業活動における諸問題を解決し、長期目標を達成するための大綱的な経営計画に基づいて、次年度に達成すべき賦課金収入を含めた収入目標を作成し、各事業委員会に示達し、事業部門予算案の作成を命ずることになります。各事業委員会では、予算編成方針に沿って、それぞれの部門別予算案を作成し、これを理事会に提出します。

理事会では各事業部門から提出された予算案を調整・修正して総合予算に纏め上げ、これを決定して、総会に付議することになります。

なお、予算案の様式は、先に述べたとおり、見積損益計算書の様式になります。



# 「インクルーシブ」の目

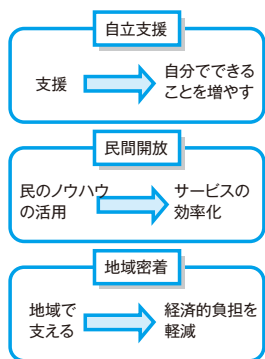
## 〈障害者福祉 いろいろ 経済学〉 障害者の自立を支える雇用促進

### 転換期にある日本の福祉事業

日本の福祉事業が大きな転換期を迎えている。財政再建の名のもとに、福祉事業への補助金等が軒並みカットされ、社会保険制度などは給付範囲の絞り込みがかなり厳しくなってきた。

私はこの二年間、中小企業診断協会本部が厚労省から受託した「社会就労センターにおける工賃水準向上マニュアル」を執筆、とりまとめた関係で、障害者福祉に対する事業者の取り組み、利用者の思いを強く意識するようになった。

### 社会保障給付費適正化の流れ



### 障害者自立支援の背景

#### 措置制度から支援費制度へ

障害者福祉の改革は一九九〇年代からそのテンポを早め、障害者サービスにおける施設から在宅への流れを加速させた。その根底にある思想は一九八一年の国際障害者年を契機に広く知られるようになった「ノーマライゼーション」の思想であり、それは「障害や高齢にかかわらずあらゆる人が共に住み、共に生活できるような社会を築く」という考え方であった。これ以来、公的社会福祉サービスの提供システムである「措置制度」から契約による「支援費制度」へと大きく変化し自立支援法の成立に至るのである。

#### 障害者自立支援法の成立

障害者福祉サービスに関する新たな法律として、二〇〇六年一月より、障害者自立支援法が本格的に施行されることとなった。こ

の法律の特色は三つあり、一つは今まで三障害（身体・知的・精神）はバラバラな制度体系であったが、

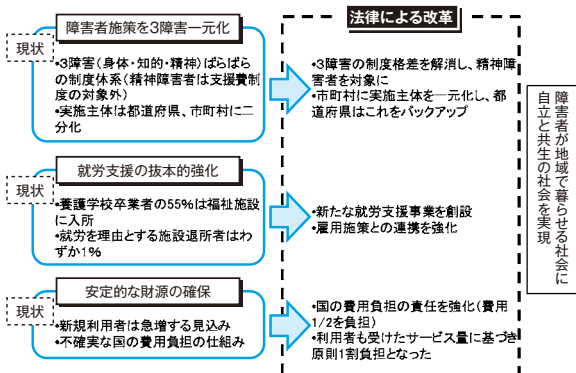
共通の福祉サービスと考えるように改めた。二つ目は、就労支援の抜本的強化であり、雇用施策との連携を強化したことである。三つ目は、安定的な財源の確保という観点から、「受けた分のサービス量に基づいて原則一割負担とする」ことであった。

#### 障害者の就労実態

障害者が地域で暮らせる社会の実現に向けて、何よりも大切なことは、就労の機会を確保することである。しかしながら実態は、養護学校卒業者の五五％は福祉施設という厚い城の中に閉じこもったままである。しかも、就労を理由とする施設退所者はわずか一％たらずである。障害者が社会に出て一般就労というかたちで職に就くことは、つらいこと、苦しいことがあるかもしれないが、それ以上

に自立する喜びを味わえるのではないだろうか。

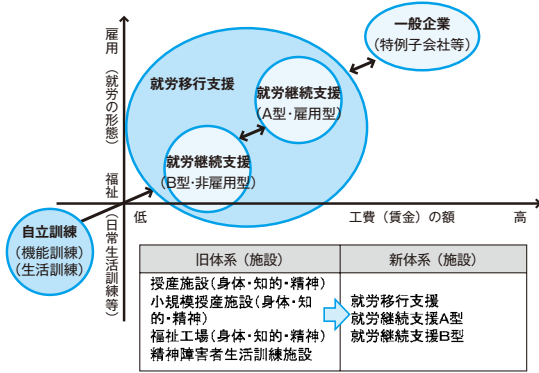
### 「障害者自立支援法」のポイント



### 就労支援施設の問題点

自立支援法では、「就労支援」という新たな課題に対応するため、旧体系における授産施設等を社会就労センターと呼び、主に就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

障害者の就労支援(施設)と各事業の関係



に分類している。「福祉から雇用へ」というかけ声の中、自立に向けた支援が受けられる体制へと整備されつつある。しかしながら、障害のある人が経済的にも最低限の収入を得ることが必要であるにもかかわらず、社会就労センター(特に就労継続B型施設)においては福祉的就労の意識が強く、工賃アツプを図る経営感覚になじまないという偏見があった。

障害者の就労を大きく分けると、①一般企業での雇用契約による就労、②福祉工場や就労継続支援A型施設での就労、③授産施設や作業所等で一定の賃金をもらいなが

## 就労継続施設に求められる改革

ら働く就労支援B型がある。こうした小規模な授産施設や作業所等では約一二十万人が働いているが、支払われている平均賃金は月わずか二万五千円程度といわれている。

社会就労センターの中でも、就労継続支援B型施設の経営基盤が不安定であり、その基盤整備が急務である。例えば、就労継続支援B型からA型へ、さらに一般就労への道を目指すケースでは、授産施設の中でも最も生産性の高い利用者が流出して、残されたB型利用者の生産性が低下してしまうという問題が工賃アップのネックになっている。

しかしながら、一般就労が難しい人々の多くが就労継続支援B型施設で働いているからといっていつまでも「訓練生」という位置づけでは妥当性を欠く。そこで働く人達が誇りを持って生活できるため、最低でも月三〜五万円の賃金が支給できるような経営改革が求められている。

## 一般企業への就労を目指す

障害者の一般就労を支援するため障害者雇用促進法が改正され、従

来、常用雇用労働者が三〇一人以上の大企業においては、法定雇用率が一・八%に満たない場合、一人当たり五万円の障害者雇用納付金が義務づけられている。一方法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主などに対し、一人当たり二万七千円の障害者雇用調整金を支給する仕組みである。この動きが漸次強化され、常用雇用労働者一〇一人以上の事業主にも義務づけられるようになりつつある。一方、従業員規模が五六人以上の中小企業が障害者を雇用した場合には、雇用奨励金を支給する制度もある。また、事業協同組合の場合にも、厚生労働大臣の認定を受ければ、事業協同組合等(特定組合等)とその組合員である中小企業(特定事業主)で実雇用率を推算できるようになった。

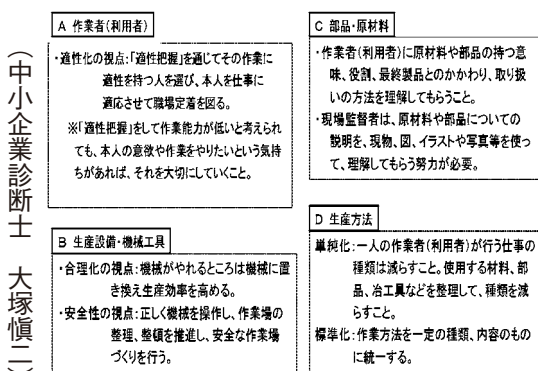
こうした、アメとムチの政策により障害者雇用をバックアップしているが、「障害者が働きやすい職場環境の充実については触れられていない。

冒頭に述べた社会就労センターのマニュアルづくりにむけて、多くの就労支援施設を回り、障害のある人の働き方をみてきたが、中小企業においても障害者が働きや

すい職場環境の整備が重要だと痛感した。一例として、生産現場において、障害者の受け入れ体制は次図のとおりであり、特に一般の生産ラインとは違って、多能的働きの求められるのでなく、一人の作業者が行う仕事の種類を減らすといった生産方法が必要なのである。

今、障害のある人の礼儀正しく一心に作業に打ち込む姿を思い浮かべるとき、障害のある人々が、施設という壁の中で、一生を過ごすということ、あまりにも寂しい気がする。これからは、受け入れ企業の知恵と経験による障害者雇用の仕組みづくりに期待するものである。

生産現場における障害者の受け入れ体制の留意点





## 組合Q&A

### 役員 ～ 理事と監事の職務 ～

組合には、理事及び監事を役員として必ず置かなければなりません。役員は組合の業務遂行及びその監督に関する必要常置の機関であって、定款の規定、総会の議決をもってしても、これを廃止することはできません。

役員は、組合との委任関係に立つことから、たとえ総会の選挙で当選しても、それは単に組合からの委任契約締結の申し込みに過ぎないので、本人が役員に就任する旨を承諾しなければ役員とはなりません。また、就任を強制されることもありません。

### 理事

#### 理事の職務権限

組合の理事の職務権限は、代表権を有する代表理事と代表権を持たない一般理事とは大きな違いがあります。

#### ▼ 代表理事

代表理事は、理事会において決定した業務を現実に執行する職務を担当する必要常置機関であり、一般の理事との関係は、信任に基づく一種の復代理人であります。

代表理事（理事会で選任）は必ず理事でなければならないことから、理事（総会で選任）の地位を失えば当然に代表理事の地位を失いますが、逆に代表理事の地位を失っても理事の地位を当然には失うことはありません。

(1) **組合代表権** 代表理事の組合代表権は、広範であって定款および総会の決議の範囲内において、組合の業務のすべてに及びます。すなわち組合の事業に関する裁判上または裁判外の一切の行為を行なう権限を意味し、したがって、代表理事が組合のために行った行為は原則としてすべて組合の行為となり、その効果はそのまま組合に帰属することになります。

ただし、理事と組合間で行われる訴訟行為については制限があります。

また、代表理事は定款または総会の議決によって禁止されない限り、特定の行為につき他人

に代表権を委任することができません。

代表理事は、必要に応じて複数人置いてよいが、数人の代表理事が共同して組合を代表する「共同代表」制は廃止されませんでした。

(2) **業務遂行権** 代表理事は、代表権を有する範囲内において自ら業務遂行の決定をし、かつこれを実行する権限を有します。その主なものは次のとおり。

- ① 組合の事務全般を処理し、組合の内部組織（事務局）の維持管理を行なう
- ② 総会の招集決定権は理事会にあるが、理事会の決定にしたがう具体的な招集手続きは代表理事が行なう
- ③ 定款および規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に、総会および理事会の議事録を10年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備え置くこと
- ④ 通常総会の開催日の2週間前までに、決算関係書類、事業報告書を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置くこと
- ⑤ 決算関係書類に監事の監査報告を添えて通常総会に提出すること
- ⑥ 理事会を招集

し、主宰すること⑦通常総会終了の日から2週間以内に、行政庁に対し決算関係書類を提出すること。⑧登記必要事項を登記すること。

#### ▼ 一般理事

代表権のない理事の職務権限は、次のようなものがあります。

(1) 理事会に出席し（場合によっては書面により）組合の業務遂行について意見を述べ、理事会の議決に加わること。

(2) 代表理事を選任すること。

(3) 理事会を招集すること（定款にとくに招集権者を定めていない場合は、原則として各理事に招集権がある。なお、招集権者を定めている場合であっても、議題を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。また、招集を請求したにもかかわらず一定期日までに招集されない場合は、自ら招集することができる。）

なお、理事は理事会の承認を得なければ組合と契約することはできません。

### 監事

平成19年に組合のガバナンスの向上と共済事業の健全性の確保を図るために組合法の改正が行なわれ、監査制度も大きく変わりました。

## 監査制度の改正

平成19年度の組合法等の改正により、組合の自治運営が効果的に機能するように見直すとともに、共済事業については、その健全性を確保するための措置を講ずることとなり、組合の監査制度を強化すべく次の点が改正されました。

①大規模組合（構成員が1000人を超える組合）の取扱い  
②員外監事制度の導入  
③監事の欠格事由と任期の変更  
④業務監査権の取扱い  
⑤監事による理事会議事録の署名  
⑥監事に対する損害賠償責任とその免除。

## 員外監事制度

大規模組合については、組合員による自治運営が機能しにくいいため、組合運営の状況を第三者による監査を受けるよう、監事のうち1人以上は組合員以外の者とするものが義務付けられました。

なお、員外監事の導入が義務付

けられる組合の監事については、業務監査権が付与されました。大規模組合の員外監事は監査の専門性の見地から選任されることが望ましいとされています。

## 監事の資格と任期

組合法においては、会社法の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者等が役員となることを禁止する役員の欠格事由を定め、監事については会社法335条を準用しています。

理事の業務運営を監視する立場にある監事の権限を強化すべく、監事の任期を定款に規定することを前提に3年以内から4年以内に延長されました。

## 業務監査権

理事による業務運営に対する監視機能を強化するため、会計監査のみに限定されていた監事の権限を拡大して業務監査権が付与されることになりました。

一方、大規模組合でない、組合員数が1000人以下の組合は、定款において監事の監査範囲を会計に限定できることとし、理事、監事の権限・義務を明確化してい

ます。（信用組合および同連合会には既に監事への業務監査権は付与されています。）

## 監事の議事録署名

業務監査権を有する監事が存在する組合については、監事による理事会の招集請求が可能ですが、監事の権限が会計に限定されている場合は不可能です。したがって監事の権限が会計監査に限定されている場合、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはする恐れがあると認められるときには、組合員による理事会の招集請求ができることとし、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し意見を述べることができるようになりました。

また、監事に業務監査権を付与することに伴い、監事による理事会への出席及び意見陳述を規定することから、理事会に出席した監事については理事会の議事録への署名を義務付けることになりました。

さらに、総会の決議に当たり、組合員と理事・監事の質疑応答の機会を確保し、健全な組合運営が

なされるように総会における理事・監事の説明義務が規定されました。

## 決算関係書類等の監査と提出

\*組合は、事業年度終了後遅滞なく、事業報告書と決算関係書類を監事に提出し、監事の監査を受け、監事から監査報告を受領しなければならぬ（組合法第40条）。

しかし、監査権限定組合（各事業年度開始時点で構成員数が1000人を超えない組合で、定款に監事の職務を会計監査に限定する旨を規定している組合）については、監事に会計監査の権限だけを付与し、業務監査権限を付与しないようにすることができるとされた。

\*組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならぬ（組合法第105条の2）。

ただし、信用協同組合等は銀行法の規定により、別途提出義務が課せられています。



## 【親事業者が行ってはいけない11の禁止行為】

以下の行為は全て「禁止行為」です。

- 受領拒否の禁止（\*）＝下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。
- 下請代金の支払遅延の禁止＝下請代金を、支払期日までに支払わないこと。
- 下請代金の減額禁止＝下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。
- 不当品の禁止（\*）＝下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者はその給付に係る物を引き取らせること。
- 買ったたきの禁止＝通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
- 物の購入強制・役務の利用強制の禁止＝自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 報復措置の禁止＝中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行なったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。
- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（\*）＝有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。
- 割引困難な手形の交付の禁止＝支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止＝自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。
- 不当なやり直し等の禁止＝下請事業者に責任がないにも関わらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させること。

注（\*）印については、役務提供の委託については、除外されています。

---

## 情報の提供

---

下請事業者が、下請代金の買ったたきや減額等、下請代金法違反の疑いのある行為に直面するなど、下請取引上の問題がある場合は、積極的に下記の相談窓口へ情報提供してください。なお、その情報提供に係る秘密保持には万全を期します。

### 【お問い合わせ先（相談窓口）】

- 中小企業庁取引課 TEL .03-3501-1669
- 関東経済産業局中小企業課 TEL .048-600-0325
- 公正取引委員会事務局企業取引課 TEL .03-3581-3373
- 下請かけこみ寺：千葉県産業振興センター TEL .043-299-2654
- 国土交通省建設業課 TEL .03-5253-8111（内線 24715）

## 下請取引の適正化を図りたい

「下請代金支払遅延等防止法」の規制について

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

### 法律の概要

「下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）」は、下請取引のルールを定めています。この法律は、親事業者の不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを図るもので、中小企業庁と、公正取引委員会は、親事業者がこの法律のルールを遵守しているかどうかの調査を行い、違反事業者に対しては、同法を遵守するよう求めます。

### 法律の適用範囲

この法律は、親事業者が下請事業者に物品の製造、修理、情報成果物の作成又は役務の提供を委託したとき（注）に適用されます。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」が適用されますので、国土交通省にお問い合わせください。

注(1)物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金3億円超の法人が3億円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超3億円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合は対象になります。

注(2)政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金5千万円超の法人が5千万円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超5千万円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合は対象になります。

### 法律の内容

#### 【親事業者が必ず守らなければならない4つの義務】

- 発注書面の交付義務 = 委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務。
- 発注書面の作成、保存義務 = 委託後、給付、給付の受領（役務の提供の実施）、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、2年間保存する義務。
- 下請代金の支払期日を定める義務 = 下請代金の支払期日について、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務。
- 遅延利息の支払義務 = 支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の60日後から、支払を行なった日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務。



- 事業面や財務面での改善を図るため、個々の企業の特性にあった支援を行います。
- 金融検査マニュアル別冊で、協議会が策定を支援した再生計画に関する貸出条件緩和債権の取扱いが明確化されています。
- 再生計画に基づき債務免除を受けた場合、過去の期限切れの繰越欠損金の処理に充当できるなど、税務上の取扱いが可能な場合があります。

## 再生事例

### 1. 複数金融機関のリスケジュール

【再生計画】①役員の私財提供による債務の圧縮②リスケジュール③不採算取引先の見直し等販売管理の徹底④原価管理の徹底による経費の削減⑤役員報酬の削減

### 2. DDS\*活用による再生計画

【再生計画】①メインバンクを含む金融機関によるDDSの実施②成長が見込める分野への営業拡大強化②発注システム等原価管理強化によるコスト削減③経営者責任の明確化④不採算関連会社の特別清算

\*DDSとは金融機関が保有する貸出金の一部を資本的劣後ローンに変更する手法

### 3. 中小企業再生ファンドによる債務圧縮

【再生計画】①事業の選択と集中②中小企業再生ファンドの活用による債務圧縮③取引金融機関の新規融資・リスケジュール④遊休不動産の売却⑤関係会社からの借入金返済免除及びDES

### 4. 営業譲渡による再生計画

【再生計画】①スポンサーが出資新会社に採算部門を営業譲渡②営業譲渡後の当社は法的整理の中で清算③経営者責任の明確化④遊休資産の売却

### 5. 私的整理ガイドラインに基づく債権放棄

【再生計画】①メインバンクを含む取引金融機関による貸付金の一部債権放棄②高付加価値商品の販売強化等の営業強化②予算管理徹底等により経費を削減③取引先金融機関のリスケジュール④経営者責任の明確化⑤株主責任の明確化（100%減資）

## 相談費用

- 一次対応は無料です。二次対応の再生計画策定には、第三者機関による資産査定など、必要に応じて負担をしていただくことがあります。

## お問い合わせ先

- 千葉県中小企業再生支援会議 TEL.043 - 227-1110

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館13階

- 関東経済産業局産業部 中小企業金融課 TEL 048 - 600-0425

さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

## 中小企業再生支援協議会

# 中小企業の再生を支援します

企業再生は早期の対応が重要です。経営の先行きに不安を感じたら、すぐに「中小企業再生支援協議会」にご相談ください。

### 中小企業再生支援協議会とは

中小企業の再生支援を目的に、産業活力再生特別措置法に基づいて関東経済産業局と事業委託契約を締結した公的組織で、地域経済の再生に取り組んでおり、相談内容に応じて各種アドバイスの実施・専門家の紹介及び経営改善計画の策定支援を行っています。

ただし、融資のご紹介・ご斡旋をする機関ではありません。

### 支援対象

- 経営上の問題を抱えているが、再生の可能性が高く、企業再生に意欲を持っている中小企業。
- 現状、借入金の返済に苦しんでいるが、営業利益段階では利益を計上している。または、今後、利益を上げられる見通しである。
- メイン金融機関より再生計画の策定を要請されている。または、計画を提出したが、納得されていない。
- 借入金の返済猶予を申し入れているが、了承を得られていない。
- 取引金融機関が複数あり、メイン金融機関以外の支援が得られていない。
- 一部の金融機関がRCC（整理回収機構）に債権譲渡してしまった、等。

### 支援の流れ（ご相談いただいた内容は、守秘義務により厳重に保護されます。）

ご相談者様 ⇒（電話で予約後・面談）⇒ 第一次対応：専任アドバイザーの窓口相談 ⇒（再生可能で、必要があれば）⇒ 第二次対応：専門家チームの再生計画の策定支援

第一次対応の例：専任アドバイザーの窓口相談

①過去3年間の税務申告書（付属明細書付）②担保提供状況表③資金繰り表④その他

第二次対応の例：専門家チームの再生計画の策定支援

①実態貸借対照表の把握②事業改善計画の策定③金融支援案の策定と合意とりまとめ④その他

### 中小企業再生支援協議会の支援の特徴

関係機関と連携を図りながら、公平中立な立場での関係者間の調整を行い、さまざまな中小企業関連支援措置と結びつけます。



情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

12月

■パン製造

【県下全域】  
新型インフルエンザ等の影響により、給食・パン・米飯の納入回数が増えたため、売上減となっている。

■味噌製造

【県下全域】  
県下の味噌出荷量は、1月～11月累計で前年比91・8%。数量で1911トン減。

■製材

【県下全域】  
住宅着工戸数の減少が続き、木材需要は低迷している。さらに木材単価の下落も続き、厳しい状況である。

■製材

【木更津】  
国内の販売が伸びず、輸入原木を減らして在庫調整に努めている。

■印刷

【県下全域】  
12月の売上高は前月と同様。官・民需共に低空飛行のまま。統計数値は一部輸出が好転した結果僅かに改善したが、政府がデフレ宣言をした内需はマイナス。

■電気鍍金

【県下全域】  
景況は年末に入り悪化している。先行きの不安定感が強く、受注量も減少してきている。次年度

の計画も未定でこの悪い景況が続くとすると、年度末は大変である。

■鉄工

【千葉】  
デフレの台頭、急激な円高によりムード悪化。建設機械関連等一部に明るさが見られるものの、低操業下での厳しさから容易に脱出できない。

■機械部品製造

【野田】  
1月以降の受注内示が減少傾向にあり、年初より厳しい状況がうかがえる。

■機械部品製造

【流山】  
12月は、年末年始の休暇のため見込み発注が前月と同程度の様子。しかし、仕事量が少ないので雇用調整助成金を活用して、早めに休暇になった企業が何社かある。

■採石

【県下全域】  
羽田D滑走路建設工事については、築堤工事が終わり岩スリの需要が一段落した。今後は横浜港南本牧コンテナ埠頭増設工事や東京都の最終処分場造成工事に期待をかけている。

■総合卸

【千葉・東京】  
我々は羽田空港のハブ化を一層推進するために第5滑走路の早期着工に期待している。

■総合卸

【千葉・東京】  
第3四半期は前年比でさらに悪

化。回復の兆しが見えない。

■食肉卸

【千葉市他】  
例年12月は増加するのにも、本年は変化なし。

■建築材料卸

【県下全域】  
景況は更に悪化の一途、需要払底で先行きが見えず、とても年末とは思えない冷え切った状況。

■小売

【柏】  
低価格現象が続いている。大型店による、商品価格の大幅な割引、買上げに比例したキャッシュバック等が珍しくなくなり、体力的に追従できない中小小売店は、経営危機を感じている。

■電気機器小売

【県下全域】  
12月当初は、メーカーが欠品を起すほどの動きがあったが、徐々に戻りつつある傾向。月末には前年を割るような状態。

■青果小売

【千葉】  
年末の商品も様変わりして大きな変化が見込まれる。

■小売

【大網白里町】  
消費者の購買意欲が単価・数量ともに更にシビアになってきた。

■中古車販売

【県下全域】  
年末商戦は不発必至。暮のボーナス支給の低水準、加えて新車支援策の影響で直販は好転のきつ

けすらつかめない。

■小売

【東金】  
景況悪化にともない、ボーナス減額等の影響で、更に一段と節約志向が高まってきている。ギフトも価格が低下し、年末にはパッケージも始めているところも出てきている。年が明けてからの販売体制に影響が出そう。

■小売

【野田】  
年末らしい人の動きは、月の終わりにようやく出てきたが、縮めてみれば前年同月比でマイナスという結果になった。不況ムードが蔓延している。

■農業機械販売

【県下全域】  
新政権の予算格が示され、予算がマニュアルとの整合性の中でどう実行に移されるのか。農機への投資行動は、先行き不透明な中では積極的には動けない。

■自転車小売

【県下全域】  
自転車の販売状況は依然として厳しいが、修理は順調のようです。

■小売・サービス

【柏市】  
商店街への来街者数の減少、特に年末押し詰まってからの人出が少なくなっているように感じた。スパーの人出も減少しているようだ、例年駐車場待ちの渋滞も31日以外ほと

んど感じなかった。

■建設揚重

【県下全域】  
一段と厳しい状況が続いている。需要がないため、価格も下げる傾向。

■害虫防除

【県下全域】  
12月に入って利益が減少。蜂駆除業務が無くなり、ネズミ等の増加が目立ってきている。

■遊覧船

【鴨川】  
9月まではアクアライン効果があつたが、10月以降はギリ貧の状態。

■一般廃棄物処理

【千葉】  
年末だけに、前月より仕事量が増えたが、例年と比べると減っている。

■学習塾

【県下全域】  
冬期講習の受講者は前年と変化なし。

■ソフトウェア

【県下全域】  
引き続き厳しい状況。

■水道管工事

【県下全域】  
昨年より受注額が増加し、前払金で、当面の資金繰りをしのいでいる。

# お知らせ

## 千葉県最低賃金

改正千葉県最低賃金は昨年10月3日に発効したところですが(本誌10月号参照)、このたび千葉県特定最低賃金(7業種)改正が行なわれ平成21年12月25日に発効された。

なお、この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。

### ■地域別最低賃金728円

千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定(産業別)最低賃金が設定されている以下の産業のすべての労働者及びその使用者は、該当する特定最低賃金が適用されます。

### ■特定最低賃金

- ▼調味料製造業(味之製造業を除く。) 800円
- ▼鉄鋼業 836円
- ▼はん用機械器具、生産用機械器具製造業(旧一般機械器具製造業)
- 817円
- ▼電子部品・デバイス・電子回路
- ▼電気機械器具、情報通信機械器具

製造業(電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。旧電気機械器具製造業) 817円

▼計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業(旧精密機械器具製造業) 801円

▼各種商品小売業(衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所) 777円

▼自動車(新車)小売業 809円

◎お問い合わせは、千葉労働局賃金室TEL043・221・2328又は最寄の労働基準監督署にお尋ね下さい。

24時間テレホンサービス

043・221・4700

## 千葉県総合経済対策改定

このたび県では、低迷する経済情勢の中、12月補正予算案による追加対策を盛り込んだ「千葉県総合経済対策」12月改定版を策定した。

改定版の概要は県の補正予算案として計上している事業約92億円等を新たに経済対策として加えたもので、そのうち中小企業者への支援策は次のとおり。

▼セーフティネット資金の運転資金に係る融資期間の延長(要綱で定める融資期間(7年)を超えて返済期間の延長ができる年数を1年から3年とする) ▼借換え制限の緩和(借換えの対象となる資金が1つしかない場合でも、借換後の月々の返済額が借り換え前の返済額を下回る借換えを可能とする) ▼「ワンストップ・サービス・デイ」の実施 ▼年末の資金繰り電

話相談の実施

### 第三弾「アクアラインで行く早春の観光キャンペーン」

千葉県等では秋の観光キャンペーンに続き、東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験(ETC限定(全日普通車800円等)を観光客誘致に活用する、「お得!第三弾「アクアラインで行く早春の観光キャンペーン」を1月1日から3月31日まで実施しています。

内容は、①パンフレットのウェルカムチケットにより、観光施設や飲食店、農水産物直売所など141か所で、入場料や商品の割引等の特典が受けられます。②アクアライン800円お楽しみプレゼント③パンフレット掲載の優待施設2ヶ所のスタンプを押印したアンケート回答者に、抽選で40名様に地元水産加工物等のプレゼント。④早春の南房総地域のフラワースポット7箇所の紹介等。

主催者は、千葉県、東日本高速道路(株)、東京湾観光連盟、外房観光連盟、南房総観光連盟、東京湾アクアライン料金引下げ社会実験協議会

◎詳細は県商工労働部観光課 TEL043・223・2412

## 日本年金機構が発定

社会保険庁は日本年金機構に変わりました。日本年金機構は、年金記録問題の解決に向けて、全力で取り組みます。手続きはこれまでと変わりません。

▼お近くの社会保険事務所は「年金事務所」と名称が変わりますが、所在地や電話番号の変更はありません。

せん▼皆様からの新たな手続きは必要ありません(年金証書や年金手帳なども、そのまま有効です) ▼年金の支払や各種届出方法は、いままでと変わりません ▼日本年金機構が実施する国民年金・厚生年金保険の業務運営には、国が引き続き責任を持ちます。

◎一般的な年金相談に関するお問い合わせ「年金ダイヤル」 0570・051165(ナビダイヤル)

## 来年度保険料率の見通しについて

中小企業が加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)は、一昨年度社会保険庁から業務を引き継ぎ、病気になるたときにきちんと医療を受けられるよう、業務の効率化も図りつつ、健康保険を運営しています。しかし、厳しい財政状況になり、来年度の保険料率の引き上げが避けられない見通しとなっています。

このため、来年度の保険料率について現行の8.2%から引き上げざるを得ません。その額は、月28万円の場合、労使で概ね月5000円近い増額となります。